

尾道市議会基本条例を 制定しました



6月24日の本会議において、「尾道市議会基本条例」が提案され、全会一致で可決しました。本条例の概要について、お知らせします。

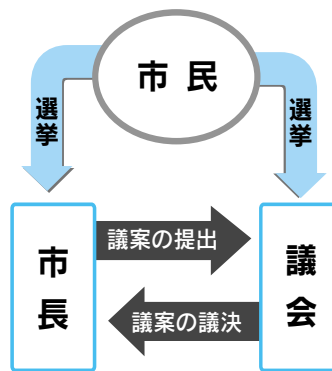
※紙面の都合上、条例全文は掲載できませんが、庁舎5階の議会事務局に備え付けているほか、尾道市議会ホームページでもご覧いただけます。

条例制定の経緯

地方分権一括法の施行により、地方自治体の権限が大きくなる中、議会には、二元代表制の下で、これまで以上に市政の監視、調査、政策立案等の機能の強化が求められています。

このため、尾道市議会では、議会の果たすべき役割を明らかにし、市民との情報の共有化を図り、市民の意思をより的確に市政に反映させるため、本市議会の最高規範となる議会基本条例を制定しました。

二元代表制のしくみ



条例の構成及び概要

尾道市議会基本条例は、議会活動及び議員活動の充実のために必要な基本理念及び基本的事項について、10の章に分けて整理し、定めています。各章ごとの概要と主な条文の説明については、次のとおりです。

第1章

総則

制定目的を明らかにし、解釈の指針を示しています。

第2章

議会及び議員の活動の原則

議会及び議員がどのような原則に基づいて活動すべきかを定めています。

第3章

市民と議会との関係

市民参加や広報広聴の取り組みについて定めています。

第4条

市民の代表機関として、市民とともに歩む議会づくりを進めるため、公聴会制度や参考人制度、必要に応じて請願者の意見を聴くなど、議会活動への市民参加の多様な機会を設けることとしています。

第4章

議会と市長等執行機関との関係

議員と市長等執行機関との関係、議会への資料提供、議決事件の追加について定めています。

第7条

議会と市長等は、緊張関係を保ちつつより良い政策の実現を目指すとともに、一般質問などは、市民に分かりやすい議論とするために、一問一答方式で行うことができるものとする。

第5章

議員間の自由討議

議員間の自由討議について定めています。

第6章

委員会の活動

委員会の運営や活動、委員長役割に

議員定数を29人に削減します

尾道市議会の議員定数問題については、おのみち市議会だより第7号(平成26年2月10日発行)でお知らせしたところ、市民の皆様からいろいろなご意見をいただきました。ありがとうございました。

その後、ご意見も参考にしながら、何度も協議を重ねてきましたが、多様な考え方があり、全会一致の結論に至りませんでした。

今回、6月定例会において、議員定数を28人とする案と29人とする案が提案され、質疑、討論の後、採決を行った結果、議員定数を29人とする改正案を賛成多数で可決しました。(各会派等の賛否については、10ページをご覧ください)

これにより、次回の一般選挙から議員定数が29人となります。

条例制定までの歩み

平成25年

- 10月 先進地視察(東京財団、所沢市議会、飯能市議会)
条例骨子案決定
条例素案の作成
- 11月 条例素案の検討
- 12月 条例修正案の作成

平成26年

- 1月 尾道市議会・三原市議会合同議員研修会
「議会改革と基本条例について」講師
全国市議会議長会広報部参事 本橋謙治氏
- 2月～3月 条例修正案の検討
- 4月 条例最終案の決定
全員協議会の開催
- 5月 パブリックコメントの実施
- 6月 6月定例会において条例可決

ついで定めています。

第11条

委員会が、市民に分かりやすい審査を行うよう努めるとともに、議会閉会中の積極的な活動を行うこととしています。

第7章

政務活動費

政務活動費の執行及び公開について定めています。

第14条

政務活動費の使途は、透明性の確保の観点から、議会だよりなどで公開していくこととしています。

※政務活動費に関する事項は、「尾道市議会政務活動費の交付に関する条例」に定められています。

第8章

議会の機能強化

議員研修の充実強化、他の自治体との交流及び連携、専門的知見の活用、議会

事務局の体制整備、議会図書室の充実、予算の確保について定めています。

第15条

議員の資質の向上を図るため、議員研修の充実強化、議員研修会の開催、他の自治体の事例の調査研究などを行うこととしています。

第17条

大学等研究機関と連携すること、学識経験者等を活用することとしています。

第9章

議員の政治倫理、身分及び待遇

議員としての姿勢、議員定数を変更する際の手続きについて定めています。

第10章

最高規範性と条例の検証

最高規範であること、議会改革、条例制定後の検証について定めています。